

## 【小山学園 校長会規程】

制定：平成 21 年 06 月 30 日

改定：令和 4 年 04 月 01 日

### 第 1 条（目的）

この規定は、小山学園に設置する学校運営に関する全ての事項を審議する「校長会」を定めるものである。

### 第 2 条（所管事項）

校長会は、建学の精神・学園理念・経営方針等に則り、学校運営に関する事項の審議を行い、必要に応じて理事会へ答申を図る。

- 1) 学則等全般に関する事項
- 2) 教務全般に関する事項
- 3) 経営全般に関する事項
- 4) 履修判定等に関する事項（別途会議を設ける場合がある）
- 5) 諸規則・規程等に関する事項
- 6) その他、学園・校運営に関わる事項

### 第 3 条（組織・委員）

- 1) 議長は、理事長が指名する。委員は各校の校長及び本部長とし、その他理事長指名者とする。
- 2) 事務局は、法人本部に置く。
- 3) 校長会は、議長の招集により、原則月 1 回の会議を開く。
- 4) 議長は、会の運営に必要な人員の収集を行うことができる。
- 5) 校長会の審議決定事項は、必要に応じて理事会へ図る。

### 第 4 条（附則）

この規定は平成 21 年 06 月 30 日から施行する。

この規定は平成 26 年 04 月 01 日から施行する。

この規定は令和 4 年 04 月 01 日から施行する。